

# 社会福祉法人中央共同募金会

## 理事職務権限規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本会の理事の職務権限を定め、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、次の職務を執行する。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、会長及び業務執行理事が分掌して専決し、これを理事会に報告する。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 四 業務執行理事となる副会長の選定及び解職

(会長)

第4条 会長は、法令及び定款の定めるところにより、本会を代表し、次の業務を執行する。

- 一 理事会の決議に基づき、評議員会を招集する。
- 二 理事会を招集する。
- 三 事業計画書及び収支予算書の案を作成する。
- 四 事業報告書及び決算の案を作成する。
- 五 理事会の定める方法により本会の資産を管理する。
- 六 理事会の同意を得て、名誉会長、顧問を委嘱する。
- 七 その他、理事会が決定した職務を執行する。

(副会長)

第5条 副会長は、会長を補佐する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会を招集する。

3 業務執行理事たる副会長は、第4条に定める会長の業務の一部を分掌し、その業務を執行する。

(常務理事)

第6条 常務理事は、会長、副会長を補佐する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会を招集する。

3 第4条に定める会長の業務の一部を分掌し、その業務を執行する。

(会長及び業務執行理事の専決事項)

第7条 会長及び業務執行理事たる副会長、常務理事が専決する事項は別表のとおりとする。

2 専決事項の分掌は、別に定める事務決裁規程に準拠して、会長が行う。

3 会長及び業務執行理事たる副会長、常務理事は、毎事業年度毎に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### 第3章 補則

(細則)

第8条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

別 表

会長及び業務執行理事の専決事項
(1) 職員の採用、任免に関する事。
(2) 職員の人事・給与に関する事。
(3) 職員の日常の業務管理・福利厚生に関する事。
(4) 事務局の日常的な事務の執行に関する事。
(5) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
(6) 設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの。
(7) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの ア 日常的に消費する消耗品等の日々の購入 イ 施設整備の保守管理、物品の修理等 ウ 緊急を要する物品の購入等
(8) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
(9) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に堪えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。
(10) 日常的な資産の管理に関する事。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
(11) 予算上の予備費の支出
(12) 寄附金の受け入れに関する決定。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
(13) 諸規程の制定・改廃に関する事。ただし、法令・定款に定めるものを除く。
(14) 対外的、渉外的な事項に関する事。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。